別表十一の記載要領第一号中「第12条第１項」を「第12条（第２項を除く。）」に改め、同第三号を削り、同第二号を同第三号とし、同第一号の次に次の一号を加える。

２　「４」から「７」までの各欄は、当該内国法人が通算法人である場合には、記載しないこと。

別表十一の記載要領第六号を削り、同第五号中「「課税標準法人税額 ⑿－⒀ ⒁」」を「「課税標準法人税額 ⒂－⒃ ⒄」」に、「「⑿－⒀」」を「「⒂－⒃」」に改め、同号を同第六号とし、同第四号中「連結親法人」の次に「（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第４条の規定による改正前の地方法人税法第２条第６号に規定する連結親法人をいう。別表二付表三において同じ。）」を加え、「連結子法人が法」を「連結子法人（同条第７号に規定する連結子法人をいう。別表二付表三において同じ。）が同法」に改め、同号を同第五号とし、同号の前に次の一号を加える。

４　「⑾又は当初申告税額控除額　⑿」の欄は、通算法人が法第12条第５項の規定の適用を受ける場合には「⑾又は」を消し、その他の場合には「又は当初申告税額控除額」を消すこと。

別表十一の記載要領第七号中「第12条第３項」を「第12条第２項」に改め、同第八号中「「課税標準法人税額 ㉓－㉔ ㉕」」を「「課税標準法人税額 ㉖－㉗ ㉘」」に、「「㉓－㉔」」を「「㉖－㉗」」に改め、同第九号を削る。